

○京都女子大学学位規程

昭和42年12月6日

制定

最近改正 令和5年9月25日

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条に基づき、京都女子大学が授与する学位について、必要な事項を定める。

(学位)

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学位は、それぞれ専攻領域に応じて別表1の種類に区分する。

3 学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学大学学則の定めるところにより、本学学部の課程を修了した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、本学修士課程又は博士課程の前期課程を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、博士課程の後期課程を修了した者に授与する。

2 前項に規定するもののほか、本学大学院が行う博士論文の審査に合格し、かつ前項の同課程を経た者と同等以上の学力を有することを確認された者に、博士の学位を授与する。

(修士の学位授与の申請)

第6条 修士の学位の授与を申請する者は、本学が別に定める修士論文審査願に学位論文、学位論文の要旨及び参考論文のあるときは当該参考論文を添えて、学長に申請するものとする。

2 前項の申請期限及び修士論文の形式等については、別に定める「京都女子大学大学院学位論文の取扱いに関する内規」（以下「学位論文の取扱いに関する内規」という。）により、各研究科教授会で定める。

(博士の学位授与の申請)

第7条 博士の学位の授与の申請は、次の各号のいずれかによる。

- (1) 第5条第1項による者にあつては、本学が別に定める博士論文審査願に学位論文、学位論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文及び本学指定の履歴書、業績書を添えて、学長に申請するものとする。
- (2) 第5条第2項による者にあつては、本学が別に定める学位申請書に学位論文、学位論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、住民票記載事項証明書、本学指定の履歴書、業績書、写真等及び別表2による学位審査手数料を添えて、学長に申請するものとする。
- (3) 削除
- (4) 削除

2 前項の申請期限及び博士論文の形式等の手続きについては、別に定める「学位論文の取扱いに関する内規」により、各研究科教授会で定める。

(論文審査の付託)

第8条 学長は、修士論文及び博士論文の提出があつた時は、審査を研究科教授会に付託する。

(修士論文、博士論文等の審査及び試験又は学力の確認)

第9条 第6条及び第7条による論文審査及び試験又は学力の確認は、各研究科教授会において審査委員会を設けて行う。

2 審査委員会は、当該専攻科目及び他の関連科目の研究科指導教員及び研究科指導補助教員のうちから3名以上の審査委員で組織する。

3 審査委員のうち1名を主査とし、研究科指導教員をもってあてる。

4 研究科教授会が必要と認めたときは、本条第2項の規定にかかわらず、研究科授業担当教員を審査委員とすることができる。

5 研究科教授会が必要と認めたときは、本条第2項の規定にかかわらず、審査委員に他大学の大学院又は研究所の教員等を加えることができる。

6 試験は、論文審査を中心とし、これに関連ある科目について試問を行う。

7 学力の確認は、博士学位授与申請者が本大学院博士課程の後期課程を経た者と同等以上の学力を有するか否かについて試問を行う。試問は筆答又は口述により行う。

(学力の確認の免除)

第10条 研究科教授会は、前条の規定にかかわらず、学位の授与を申請する者の経歴及び提出論文以外の業績を審査して、試問の全部又は一部を行う必要がないと認めるときは、その経歴及び業績の審査をもって、試問の全部又は一部に代えることができる。

2 本学大学院博士課程の後期課程に所定の年限在学し、学則に定める履修要件を満たした者が、再入学しないで第5条第2項による学位の授与を申請したときは、その退学の日から起算して3年以内に限り、学力の確認を免除することができる。

(審査及び試験又は学力確認の期間)

第11条 修士論文の審査及び試験は、その在学中に終了するものとする。

2 博士論文の審査及び最終試験又は学力確認は、その在学中に終了するものとする。ただし、第5条第2項による博士論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、学位申請を受理したときから6月以内に終了するものとする。

(修士及び博士授与の審査)

第12条 審査委員会は、修士論文及び博士論文の審査及び試験又は学力の確認が終了したときは、評価に関する意見を記載した審査報告書を研究科教授会に提出しなければならない。

2 研究科教授会は、前項の報告に基づき、学位授与の可否について議決する。

3 前項の議決には、委員の3分の2以上の出席を要し、出席者の3分の2以上の賛同が必要なければならない。

(学長への報告)

第13条 研究科教授会の委員長は、第12条の議決について、審査報告書及び最終試験報告書を添えて学長に報告するものとする。

(学位記の授与)

第14条 修士又は博士の学位の授与について、学長は、前条の報告に基づき、所定の学位記を授与するものとする。

2 学士の学位について、学長は第3条の定めに基づき、本学を卒業した者に所定の学位記を授与するものとする。

(学位授与の取消)

第15条 本学において、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明した時又はその名誉を汚辱する行為があった時は、学長は、当該教授会又は当該研究科教授会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させることができる。

(論文要旨等の公表)

第16条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第17条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでに公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位授与の報告)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、様式3による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位記及び種類の様式)

第19条 学位記及び関係書類の形式は、様式1から様式3の通りとする。

(本規程に定めのない事項の取扱い)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学士の学位については、教授会において、修士及び博士の学位については、研究科教授会において別にこれを定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成3年10月1日から施行する。ただし、第1条、第2条、第3条、第16条及び第17条の規定は、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年3月1日から施行する。ただし、別表1学士の学位の規定は、平成5年度入学生から適用するものとする。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表1の「1 学士の学位」の規定は平成12年度入学生から適用するものとし、「2 修士の学位」及び「3 博士の学位」の規定は平成13年度入学生から適用するものとする。
- 2 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表1の規定は平成16年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成16年12月20日から施行する。ただし、様式1の規定は平成17年3月に授与する卒業証書・学位記及び学位記より適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表1の規定は平成18年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表1の規定は平成21年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表1の規定は平成23年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表1の規定は平成24年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表1の規定は平成27年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前の博士後期課程入学者については、改正前の第7条第1項第3号及び同第4号の規定(特別研修者の審査料)並びに別表2(第7条第1項第3号によるもの)は適用されるものとし、その取扱いはなお従前の通りとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表1の規定は平成31年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月25日から施行する。ただし、別表1の規定は令和5年度入学生から適用する。

別表 1

1 学士の学位

学部・学科・専攻名			学位の種類
文学部	国 文 学 科		学士(文学)
	英 文 学 科		学士(文学)
	史 学 科		学士(文学)
発達教育学部	教育学科	教 育 学 専 攻	学士(教育学)
		養 護 ・ 福 祉 教 育 学 専 攻	学士(教育学)
		音 楽 教 育 学 専 攻	学士(教育学)
	児 童 学 科		学士(児童学)
	心 理 学 科		学士(心理学)
家政学部	食 物 栄 養 学 科		学士(家政学)
	生 活 造 形 学 科		学士(家政学)
現代社会学部	現 代 社 会 学 科		学士(現代社会)
法学部	法 学 科		学士(法学)
データサイエンス学部	デ ー タ サ イ エ ン ス 学 科		学士(データサイエンス)

2 修士の学位

研究科・専攻名			学位の種類
文学研究科	国 文 学 専 攻		修士(国文学)
	英 文 学 専 攻		修士(英文学)
	史 学 専 攻		修士(史学)
発達教育学研究科	教 育 学 専 攻		修士(教育学)
	心 理 学 専 攻		修士(心理学)
	表 現 文 化 専 攻		修士(表現文化)
	児 童 学 専 攻		修士(児童学)
家政学研究科	食 物 栄 養 学 専 攻		修士(食物学)
	生 活 造 形 学 専 攻		修士(家政学)
	生 活 福 祉 学 専 攻		修士(学術) 修士(生活福祉学)
現代社会学研究科	公 共 圏 創 成 専 攻		修士(現代社会)
法学研究科	法 学 専 攻		修士(法学)

3 博士の学位

研究科・専攻名			学位の種類
文学研究科	史 学 専 攻		博士(文学)
	国 文 学 専 攻		博士(文学)
	英 文 学 専 攻		博士(文学)
発達教育学研究科	教 育 学 専 攻		博士(教育学)
家政学研究科	生 活 環 境 学 専 攻		博士(家政学)
			博士(学術)
現代社会学研究科	公 共 圏 創 成 専 攻		博士(現代社会)

別表2 学位審査手数料

学位授与申請者の内訳		手数料
第5条第2項によるもの	本法人の設置する学校の専任職員	25,000円
	上記以外の者	50,000円

様式1

(1) 学士の卒業証書・学位記

第 号	京都女子大学 京都女子大学長 印	年 月 日	右は本学○○学部○○学科○○専攻所定の課程を 修めて本学を卒業したことを認め学士(○○)の学位 を授与する	(大学印)	氏名 年 月 日生	卒業証書・学位記
--------	------------------------	-------------	---	-------	--------------------	----------

(2) 修士及び博士の学位記

① 大学院修士課程又は博士前期課程を修了した者の学位記の様式(第4条)

文(義・家・現・法)修第 号	京都女子大学 京都女子大学長 印	年 月 日	右は本学大学院○○研究科○○専攻の修士(博士前期) 課程を修了したので修士(○○)の学位を授与する	(大学印)	氏名 年 月 日生	学 位 記
-------------------	------------------------	-------------	--	-------	--------------------	-------------

② 大学院博士後期課程を修了した者の学位記の様式(第5条第1項)

博 甲 第 号	京都女子大学長	年 月 日	修了したので博士(○○)の学位を授与する	(大学印)	学 位 記
	印			氏名 年 月 日生	

③ 論文提出による場合の学位記の様式(第5条第2項)

博 乙 第 号	京都女子大学長	年 月 日	に合格したので博士(○○)の学位を授与する	(大学印)	学 位 記
	印			氏名 年 月 日生	

様式3

学 位 (博 士) 授 与 報 告 書

京都女子大学大学院

報告番号	博士の専攻分野の名称	博士の学位を授与された者				博士課程の修了等の状況			博士論文名	授与年月日	博士論文受理年月日	論文審査終了年月日
		(ふりがな)氏名	性別	生年月日	本籍	大学院名	研究科名(専攻)	修了(中退)年月日				
甲 第 乙 号	博士()				都道府県							
甲 第 乙 号	博士()				都道府県							

備考

- 1 報告番号は、学位規則(昭和29年文部省令第9号)により授与された博士の一連番号とし、第4条第11項によるものについては「甲第 号」、同条第2項によるものについては「乙第 号」とすること。
- 2 博士の学位を授与された者が日本国籍以外の国籍を有する場合は、本籍に代えて当該国籍を記入すること。
- 3 博士論文の題名が外国語で表示されている場合には、日本語訳を()を付して記入すること。
- 4 この報告書は、学位規則第12条に定める期間内に、該当する者をまとめて、随時に一覧表の形で提出すること。

